

令和 8 年度砂利採取業務主任者試験の案内

1 試験の日時

令和 8 年 11 月 13 日（金） 午前 10 時から正午まで（120 分）

2 試験会場

山形県工業技術センター 講堂（山形市松栄二丁目 2 番 1 号）

3 受験資格

一般（国籍、年齢、性別、学歴、実務経験の有無などの制限はありません。）

4 試験科目

- （1）砂利の採取に関する法令
- （2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

5 受験願書

- （1） 受験願書は、山形県ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/saiseki-jari-annai.html>)
- （2） 受験願書には、必要事項を記載し、次のものを添付し提出してください。
 - ① 顔写真 1 枚（縦 6 cm×横 4 cm、上半身無帽で願書提出前 6 か月以内に撮影したもので、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したものを、願書の指定位置に貼付してください。）
 - ② 受験手数料（7,600 円分の山形県収入証紙を願書の指定位置に貼付（消印はしないでください。））
 - ③ 通常はがき 1 枚（はがき表面にはあて先を記入し、裏面には何も書かないでください。裏面に受験票を印刷し返送します。）

6 受験願書の提出先及び受付期間

- （1） 提出先 〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県 産業労働部 産業創造振興課 鉱山鉱害防止・計量担当（電話 023-630-2361）
- （2） 受付期間 令和 8 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 9 日（金）まで（当日消印有効）
（ただし、土・日曜日を除く）
- （3） 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く）

7 合格発表

令和 8 年 11 月 27 日（金）から 1 か月の間、山形県ホームページで掲載するとともに、合格者本人に通知します。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票もしくは本人であるこ

とを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く）の間に山形県産業労働部産業創造振興課鉾山鉾害防止・計量担当まで直接おいでください。

開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人	科目別得点	合格発表から1か月の間	山形県産業労働部 産業創造振興課

9 試験を中止（延期）した場合の受験手数料の取扱い

- （1）試験を中止した場合、受験手数料を返納します。
- （2）体調不良（新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合も含む）により受験できなかった場合、受験手数料は返納しません。

10 その他

ご不明な点については、山形県 産業労働部 産業創造振興課 鉾山鉾害防止・計量担当（電話 023-630-2361）までお問い合わせください。